



八千代市監査公表第11号

平成30年9月25日

八千代市監査委員 江頭 博彦

八千代市監査委員 大谷 益世

八千代市監査委員 緑川 利行

平成29年度監査（都市整備部）の結果に基づき又は当該
監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成30年7月31日付け八監第161号により提出した平成29年度監査
（都市整備部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置に
ついて、地方自治法第199条第12項の規定により八千代市長から通知があ
りましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
公園緑地課	指摘事項	<p>1 都市公園内行為許可申請書の様式について</p> <p>【所見】</p> <p>都市公園内行為許可申請書について、八千代市都市公園条例施行規則で定められた様式から申請書の押印箇所を省略して使用していたことから、当該様式との相違が生じているため、申請者の押印箇所の必要性を再検討のうえ是正されたい。</p> <p style="text-align: right;">(平成28年度監査 指摘事項)</p> <p>上記の平成28年度監査における指摘事項のうち、使用される申請書と当該様式との相違については是正されたが、引き続き申請者の押印箇所の必要性について再検討されたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>本市における各種申請書等に係る押印については、平成4年度に行政課が主体となり、全庁的な見直しを行っており、事務執行上から各種申請書等に厳格な証明力を備えさせる必要性がなければ押印を廃止しても支障がないとされています。</p> <p>都市公園内行為許可申請については、現在、申請の9割以上が少年野球の練習や自治会等における夏祭りの実施等に係る公園周辺の地域の住民によるものであり、また、本市では都市公園を利用する日の1か月前から申請書を受付しているため、同一団体による繰り返しの申請がその過半を占めております。このため、申請者が不正を行う可能性及び申請を濫用されるおそれは想定し難く、申請書に厳格な証明力を備えさせる必要性は乏しいと考えられることから、申請者の負担軽減及び行政事務の簡素合理化を図るため、八千代市都市公園条例施行規則（平成30年7月31日施行）を改正し、申請書における申請者の押印を廃止しました。</p>